

高槻市立番田熱利用センター免除取扱要綱

平成10年7月6日制定

(目的)

第1条 この要綱は、高槻市立熱利用センター条例（平成7年高槻市条例第4号。以下「条例」という。）第9条及び高槻市立熱利用センター条例施行規則（平成7年規則第32号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づく利用料金の免除の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 免除の対象となる利用料金は、次のとおりとする。

(1) 入館料

(2) 団体利用料金

(適用の範囲等)

第3条 条例第9条及び規則第8条第1項に規定する基準は別表左欄に掲げる適用範囲のとおりとし、その額は、条例第7条第3項に規定の額に、同表右欄に掲げる適用範囲ごとに定められた免除割合を乗じた額とする。ただし、算定した額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額を減額する。

(申請)

第4条 前条に係る申請方法は、次のとおりとする。

(1) 別表中第1号及び第8号から第13号に係る申請は、規則第8条第2項に規定する高槻市立熱利用センター利用料金減免申請書（様式第8号）によるものとする。

(2) 別表中第2号から第7号に係る申請は、身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）により交付された手帳）、療育手帳（昭和48年9月27日厚生省児発第156号通知により交付された手帳）、又は精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第123号）により交付された手帳）の提示によるものとする。

(不承認)

第5条 前条による申請について、第3条の規定に合致しないときは、減免不承認決定通知書（別紙）を交付するものとする。

附 則

この要綱は、決裁の日より施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

別表

適用範囲	免除割合
(1) 市が後援する事業で、広く市民を募集し、高槻市立番田熱利用センター（以下「番田センター」という。）設置の趣旨に添うもの	5割
(2) 第1種身体障害者（昭和57年1月6日厚生省社更第4号通知に規定する第1種身体障害者）が利用するとき	5割
(3) 第1種知的障害者（平成3年9月24日厚生省児発第811号通知に規定する第1種知的障害者）が利用するとき	5割
(4) 1級精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年5月23日政令第155号）に規定する1級精神障害者）が利用するとき	5割
(5) 第2種身体障害者（昭和57年1月6日厚生省社更第4号通知に規定する第2種身体障害者）が利用するとき	5割
(6) 第2種知的障害者（平成3年9月24日厚生省児発第811号通知に規定する第2種知的障害者）が利用するとき	5割
(7) 2級及び3級精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に規定する2級及び3級精神障害者）が利用するとき	5割
(8) 高槻処理場（高槻水みらいセンター）又は番田センターに隣接し、大冠中水路、東部排水路及び番田水路に囲まれた地域にある自治会で、代表者から申請があるとき	5割
(9) 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第1条に規定する「学校」の教職員及び児童生徒の団体で、高槻処理場（高槻水みらいセンター）又は番田センターに隣接する地域で無償の奉仕活動を長期に渡り継続的に実施している団体から申請があるとき	5割
(10) 市が主催する事業で、広く市民を募集し、番田センター設置の趣旨に添うもの	10割
(11) 国又は大阪府が主催し市が後援する事業で、広く市民を募集し、番田センター設置の趣旨に添うもの	10割
(12) 市が主催又は後援する事業で、番田センターの管理運営上、特に有益と認められるもの	10割
(13) 番田センターの所在する自治会で、代表者から申請があるとき1世帯につき年間12回まで	10割

(別紙)

減免不承認決定通知書

年 月 日

様

指定管理者 ⑩

年 月 日付で申請のあった高槻市立番田熱利用センター利用料金の減免申請は、下記の理由により不承認とします。

記

[不承認理由]

[教示] この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、高槻市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます（なお、この通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。